

# 業務指示書

## タイ国バンスー地区再開発に係る情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年2月1日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年2月6日までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるこにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）  
であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市開発に関する各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／都市開発構想）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市開発に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：タイ 及び東・東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

#### 4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 再開発事業計画・産業政策】

- 1) 類似業務の経験：再開発事業に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：タイ 及び東・東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者：担当分野 資金調達手法・公民連携】

- 1) 類似業務の経験：資金調達に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：タイ 及び東・東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年2月10日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(THB1 = 3.27672 円 , US\$1 = 117.382 円 , EUR1 = 122.707 円)

## 第8 プrezentation

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／都市開発構想  
再開発事業計画・産業政策  
資金調達手法・公民連携

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.95 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年2月23日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))  
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の業務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
タイ国バンスー地区再開発に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／都市開発構想	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 再開発事業計画・産業政策	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 資金調達手法・公民連携	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

バンコク首都圏（バンコク都及び周辺5県）は約1,073万人（2016年、タイ内務省）の人口を擁し、一人当たりGRDPは376,463バーツ（2013年、タイNESDB）であり、タイ王国全体の一人当たりGDP 193,394バーツ（2013年、タイNESDB）の2倍弱となっており、当国の政治・経済を牽引している。タイ国運輸省は、バンコク首都圏の交通渋滞・環境問題の解消を図るため、1990年代から大量輸送交通システム整備を計画的に実施しており、2017年1月現在、グリーンライン、ブルーライン、パープルラインの都市交通3路線とエアポート・レール・リンクが営業中である。また、さらなる都市交通網の充実に向けて、既存路線の延伸や新規路線整備に係る計画・建設が進められている。その中で、都市鉄道レッドライン（総延長26.3km）は、2009年、2015年、2016年の3期に分けた円借款契約により整備が進んでおり、タイ国有鉄道（State Railway of Thailand: SRT）を実施機関として2020年7月の開業を目指している。特にバンスー駅は、レッドラインの都心側始発駅となるだけでなく、複数の鉄道路線が乗り入れるターミナル駅となる予定である。

本調査の対象となるバンスー地区（注：「3. 業務対象地域」及び別添2を参照のこと）は、現在建設中の新バンスー駅に隣接した広大な鉄道用地を含むエリアであり、高い開発ポテンシャルを有している。同地区に対しては、タイの運輸省やSRT、民間企業等が作成した開発計画が複数存在し、PPPにて開発を行う意向を有している。他方、一体開発の観点が不足している、計画に基づく開発事業の実施に向けた調整が進んでいない、といった課題がある。かかる状況を踏まえ、2016年7月、タイ運輸省大臣から日本の国土交通省に対し、バンスー駅周辺開発を含むバンスー地区の一体開発を進めるための包括的なマスターplan（以下M/P）作成の協力が要請された。これを踏まえ、日タイ両国政府は、関係者による都市開発ワーキンググループ（以下WG）を設置し、2016年8月に第1回、同年11月に第2回のWG、2017年1月に第3回のWGを実施している。また、国土交通省都市局は「平成28年度 タイにおけるTOD型都市開発の案件形成推進調査業務」を実施しており、同調査において、各機関の既存開発計画情報の整理を行うとともに、バンスー地区のスマートシティコンセプトの提案を行っている。

以上の背景から、本調査は、日タイ政府間協議及び国土交通省調査の内容を踏まえ、日本の都市インフラ輸出の適用も念頭に置きつつ、バンスー地区再開発に係る情報収集・分析を行い、同地区の一体開発を進めるための開発ビジョン及びコンセプトペーパー（案）を作成し、日タイ政府間の合意形成を促進するものである。

### 2. 業務の目的

#### （1）業務の目的

本調査は、日タイ政府間協議及び国土交通省調査の内容を踏まえ、日本の都市インフラ輸出の適用も念頭に置きつつ、バンスー地区再開発に係る情報収集・分析を行い、同地区の一体開発を進めるための開発ビジョン及びコンセプトペーパー（案）を作成し、日タイ政府間の合意形成を促進することを目的とする。併せて、推進体制や民間投資を含む資金調達について検討を行い、各種計画（案）を作成することでバンスー地区再開発を推進するための体制整備への貢献も図ることとする。

#### （2）受益者

タイ国民／バンコク首都圏 市民（約1,073万人）

（3）タイ側カウンターパート機関

運輸省交通政策・計画局（Office of Transport and Traffic Policy and Planning: OTP）

タイ国有鉄道（State Railway of Thailand: SRT）

バンコク都庁（Bangkok Metropolitan Administration: BMA）

（4）本調査に関連する我が国の主な支援活動

＜国土交通省＞

平成28年度 タイにおけるTOD型都市開発の案件形成推進調査業務

＜JICA＞

- ・バンコク地下鉄建設事業（I）～（V）
- ・バンコク大量輸送網整備事業（パープルライン）（I）（II）
- ・バンコク大量輸送網整備事業（レッドライン）（I）～（III）
- ・バンコク－チェンマイ高速鉄道整備事業準備調査
- ・鉄道分野支援（有償資金協力専門家）

3. 業務対象地域

バンコク都 バンスー駅周辺（バンスー区及びチャトウチャック区、約100ha）

※ 別添2の色づけされた地域を「バンスー地区」と定義する。但し、タイ側の要望を踏まえ、対象地域が若干変更になる可能性もある。

4. 業務の範囲

本業務受注コンサルタント（以下「コンサルタント」とする）は上記「2. 業務の目的」を達成するために下記「5. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、下記「6. 業務の内容」に示す事項を実施し、下記「7. 成果品」に示す報告書を作成する。

5. 業務実施上の留意点

（1）本調査の実施体制

本調査は、バンスー地区再開発に係る情報収集・分析、M/Pの基盤となる情報の提供と事業スキームの提案を行い、日タイ政府間の合意形成促進を図ることを目的として実施する。については 両国の実施体制が重要となる。

（ア）タイ側の実施体制

タイ側の実施体制は、上記「2.（3）タイ側カウンターパート機関」で示した通り、バンスー地区の土地を所有するSRT、SRTを管轄する運輸省を主要機関とし、バンコク都の都市開発を所掌するバンコク都庁（BMA）を関係機関とする。また、状況に応じて必要な機関を隨時追加し、開発推進に向けて関係機関の連携強化を図る。検討の内容に応じて、SRTとBMAとのワークショップ等を適宜開催し、合意形成を図るものとする。

（イ）日本側の実施体制

国土交通省都市局は、海外の都市開発プロジェクトに開発初期段階から関与することを通じて、都市開発に関する本邦企業の関連技術の海外展開及びかかる都市開発事業への本邦企業の投資促進を検討している。同局は2017年1月現在、タイにおける都市開発、特にバンスー地区を対象として調査を実施している。本調査では、コンサルタントは特に日本の都市インフラ輸出の内容に留意して、国

土交通省と定期的な協議の場を通じた意見交換を行いつつ、調査を進めることとする。協議の場は、JICA が設定する。

また、コンサルタントは、官民一体での海外での環境共生型都市開発事業の推進を目的として設立された一般社団法人海外エコシティプロジェクト協議会（J-CODE）や個別ヒアリングを通じて本調査の進捗及び成果の共有、バンスー地区再開発における本邦企業の関心分野や本邦技術活用等について意見聴取を行うものとする。タイ側への提案内容を作成する際には、本邦企業にとっても魅力ある内容が含まれるよう留意する。

## (2) 本調査における検討のポイント

本調査で検討を進める際には、以下の点に留意すること。

### (ア) タイ側の開発計画の検討状況

これまで、OTP、SRT、タイ石油公社（PTT）がバンスー地区の再開発計画を作成している。OTP 及び SRT による再開発計画は、開発区域を Zone A～D に区切った提案をしており、地区一体開発の観点が不足していると考えられる。

### (イ) タイ側へ提案する内容

本調査では、上記「(ア) タイ側の開発計画の検討状況」を踏まえ、その内容を尊重しつつ、現在タイ各機関が持つ既存の開発計画に不足している点をよく分析した上で、バンスー地区の再開発コンセプトを提案し、タイ側実施機関による再開発方針等に活用されることを目指している。なお、本調査は各ゾーンの詳細な開発計画等、精緻な M/P 作成を行うことは想定していない。

### (ウ) PPP に係る検討

タイ側はバンスー地区の再開発を PPP で行う意向を有していることから、各種 PPP 手法や政府資金の組合せ等の適用可能性や、タイ PPP 法に規定された手続きにも留意して調査を実施すること。

### (エ) 本邦インフラ輸出に資する提案について

タイ側へ提案するコンセプトペーパー（案）等の作成に際しては、都市インフラ輸出に資する内容（エネルギーインフラ等のハード面から、事業マネジメントノウハウ、開発推進協議会を含むガバナンス、街並み整備に係るガイドライン等のソフト面まで）を含めるよう留意すること。

### (オ) タイ国鉄へのメリットについて

当該地区はタイ国鉄が土地を保有しており、タイ国鉄は開発による鉄道の利用者増や不動産賃料の増加による経営改善効果を期待している。タイ側へ提案するコンセプトペーパー（案）等の作成に際しては、これらの効果を分かりやすく提示するよう留意すること。

### (カ) 段階的開発の検討

当該地区は開発面積が広大であるため、段階的に開発を行うのが現実的である。このため、開発計画の検討にあたっては時間軸を考慮した計画とするよう留意すること。

### (キ) 調査終了後のフォローアップ

本調査終了後に、調査結果が実際の開発に活用されるよう、どのようなフォローアップを日本側として行なうことが効果的か検討すること。

## (3) 政府間協議について

上記「1. 背景」で示した通り、日タイ政府間で都市開発ワーキンググループ（WG）

が設置され、2016年8月に第1回、同年11月に第2回、2017年1月に第3回WGがバンコクにて開催されている。本調査開始以降は「第4回WG」として継続実施するか、或いは「バンスー地区スマートシティ戦略WG(仮称)」として新たなWGを立ち上げるのか確定していないが、日タイ政府間協議の動向を踏まえて進めるものとする。なお、過去に開催されたWGに係る資料は、本調査の閲覧資料としてJICAが情報提供する。

本調査中は、2~3か月に1回の頻度で、計3回のWG開催を予定しており、現時点では、3月下旬、6月上旬、8月中旬を想定している。タイ側出席者はカウンターパート機関及び関係機関、日本側出席者は国土交通省都市局、JICAを予定している。コンサルタントは各WGで報告を求められるため、WG開催の2週間前を目途に説明資料(案)を作成し、JICAと事前に協議を行った上で、必要に応じて資料の修正を行い、当日発表を行うこと。各WGにおける議題は以下を想定しているが、他に設定すべき議題が考えられる場合はプロポーザルにて提案すること。

- ・3月下旬：コンセプトペーパー(案)の検討項目の提案、協議
- ・6月上旬：コンセプトペーパー(案)複数案の提案、協議
- ・8月中旬：推進体制、資金調達等に係る提案、協議

#### (4) 招聘、セミナー等の効果的な活用

本調査に付随して、タイ側政策決定者の理解促進及び関係機関の連携強化を目的として招聘及び現地関係者向けセミナーを実施予定である。招聘は4月下旬、セミナーは6月下旬を想定しているが、調査工程との関係で、より適切な実施時期があると考えられる場合は、理由を付してプロポーザルで提案すること。

### 6. 業務の内容

上記「5. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案する。

#### (1) 事前準備及びインセプション・レポートの作成、協議

既存の関連資料、情報、データを整理し、業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。それらを踏まえインセプション・レポートを作成し、内容に関しJICAの承認を得る。

現地渡航後速やかにカウンターパート機関及び関係機関とインセプション・レポートの協議を実施する。

#### (2) 既存の開発計画、関連調査、対象地域の現況のレビュー

既存の開発計画についてレビューを行い、不足している情報や課題を整理する。タイの民間企業が検討している開発計画に関しても可能な限りレビューを行う。また、バンスー地区調査対象地区(約100ha)について現況調査を行う。なお、同地区はレッドラインの建設現場が含まれているため、建設現場に立ち入る際にはJICAタイ事務所を通じてSRTから立入り許可を取得すること。

#### (3) 都市開発関連法制度・政策に係る情報収集、整理

タイ国及びバンコク都における都市開発関連法制度・政策に係る情報収集、整理を行う。また、開発を行う上で不足していると考えられる法制度・政策について考

察する。

(4) バンコク都市圏及びバンコク市内の鉄道利用者、バンスー地区に関する将来需要予測のレビュー

既存資料を用い、バンコク都市圏及びバンコク市内の鉄道利用者数の確認及び将来需要予測のレビューを行い、コンセプトペーパー（案）及び開発計画（案）を検討の際に活用する。

(5) バンスー地区再開発コンセプトペーパー（案）策定に係る検討項目の作成

上記の現状分析に基づき、バンスー地区の都市開発コンセプト等の検討に必要な項目を作成する。検討の際、SRT と BMA とのワークショップ等を適宜開催し、成果を反映するものとする。現時点での検討項目（案）をプロポーザルにて提案すること。なお、以下の項目は必ず検討項目に含めること。

- ・ ビジョン（目標とするまちの姿）
- ・ まちづくりの基本方針・柱
- ・ 空間形成
- ・ 都市機能
- ・ 都市機能を支えるためのインフラ
- ・ 地域冷暖房や共同溝等のエネルギーインフラ（水、ガス、電気、熱供給、コジエネ等）
- ・ 道路交通配置
- ・ エリア交通
- ・ 防災／BCP
- ・ バンスー駅へのアクセス、導線
- ・ 土地利用計画とこれを誘導する政策

(6) バンスー地区再開発のビジョン（案）及びコンセプトペーパー（案）の検討  
(複数案の比較検討を含む)

バンスー地区再開発に係るビジョン（案）及びコンセプトペーパー（案）を作成し、検討を行う。検討後、複数の開発シナリオを選択肢として用意した上で、タイ側関係者及び日本側関係者と協議すること。なお、タイ側との協議の前には、JICA にビジョン（案）及びコンセプトペーパー（案）を提出し、内容の確認を取ること。また、コンセプトペーパーの内容について、現時点での案をプロポーザルにて示すこと。調査の結果、プロポーザル時の提案と異なるコンセプトの提案を行うことを妨げるものではない。

(7) 本調査に関連する本邦招聘の企画・提案及び同行

本調査に関連して、政策決定者の本邦招聘を実施する。本調査の趣旨に鑑み、カウンターパート機関からの要望を聴取しつつ、適切な視察先や講演等の企画・提案を行うこと。なお、本邦招聘の行程は JICA と協議の上決定することとし、招聘に係る費用（先方の航空賃、日当・宿泊費、国内移動交通費、講師謝金等）は全て JICA が負担するため、見積りに計上する必要はない。本招聘では総括 1 名の同行を念頭に置いているため、国内業務及び同行費用を本見積りに計上すること。また、視察先や講義等の内容について、日本国内の稼働を 5 日間（うち半日は日タイ協議とする）と仮定し、現時点での案をプロポーザルにて示すこと。時期はソンクラン明け

の4月後半を想定しているが、招聘の効果的な活用のため、より適切な時期があると考えられる場合は、プロポーザルにて示すこと。

(8) 本調査に関連する現地セミナーの開催支援

バンスー地区再開発のコンセプトをタイ国内関係者に周知し、関心を喚起するためのセミナーを開催する。現時点で想定される内容・規模等は以下の通り。コンサルタントはセミナーの実施を支援（バンコクにおけるセミナー会場の確保、説明資料作成及び想定質疑応答要領作成、セミナーでの説明等）すること。なお、セミナー会場費を見積りに含める必要はない。

(ア) 開催時期：2017年6月下旬（0.5日間）

(イ) 内容：バンスー地区再開発のコンセプト等

(ウ) 参加者：政府関係者、バンコク都庁関係者、有識者等100名程度を予定

(エ) 会場：バンコクのホテル等の会場を想定

(9) インテリム・レポートの作成、協議

調査中間時点での結果をインテリム・レポートとして取りまとめ、日本側に説明及び協議し、コメント等を反映する。

またコメント等反映後、JICAとともに、タイ側カウンターパート機関及びその他関係機関に説明及び協議する。

(10) バンスー地区再開発にかかる事業推進体制（案）、実施手法（案）の検討

上記（6）のコンセプトペーパー（案）を踏まえ、実際に計画策定・事業実施を進めていくための推進体制及び実施手法を検討し、タイ側カウンターパート機関と協議する。具体的には、メカニズムは、計画策定から事業実施に至るプロセス・関係機関の役割分担等を含み、実施手法は、予算措置や民間活力の導入などの事業化に向けた手法を含む。なお、タイ側との協議の前には、JICAに推進体制（案）、実施手法（案）を提出し、内容の確認を取ること。

(11) バンスー地区再開発の開発計画（案）、まちづくりガイドライン（案）の検討

コンセプトペーパーの内容をベースにして、調整・協議プロセスも含めたバンスー地区開発計画（案）及びまちづくりガイドライン（案）を作成し、タイ側カウンターパート機関と協議する。協議にあたっては、既存の開発計画からの改善点や効果を分かりやすく提示すること。なお、タイ側との協議の前には、JICAに開発計画（案）及びまちづくりガイドライン（案）を提出し、内容の確認を取ること。

(12) バンスー地区再開発にかかる事業費の試算、経済・財務分析、資金調達にかかる検討

上記（11）で提案する開発計画（案）について、実施判断の一材料とするため事業費試算、経済・財務分析、資金調達にかかる検討を行う。精緻な検討を行う必要はないものの、タイ政府は、数字の裏付けを事業実施判断基準として重視しているため、タイ側カウンターパート機関の要望を踏まえつつ、検討を行うこと。

(13) バンスー地区再開発に関する事業計画（案）、アクションプラン（案）、留意事項の検討

上記（12）の検討結果を踏まえ、官民を含めた事業実施機関、事業規模、財源、事業進捗、留意点等を確認し、事業計画（案）及び具体的行動のためのアクションプラン（案）を作成する。事業計画（案）は、バンスー地区再開発事業全体の計画をタイムフレームワークに落とし込み、大まかなスケジュール感が掴めるものを作成する。アクションプラン（案）は、バンスー地区で実施を想定するプロジェクト毎に作成する。

（14）本邦都市インフラ輸出に関する適用技術等の情報収集、検討

本邦都市インフラ輸出に関し、適用可能な本邦技術の情報収集とバンスー地区開発への導入検討を行う。

（15）留意事項の整理

バンスー地区再開発に際し、これまでの調査結果を踏まえ留意すべき事項を整理する。また、同開発にあたって生じる各種リスクについての整理を含めることする。

（16）本調査に関連する本邦業界説明会の開催支援

バンスー地区再開発のコンセプト等を本邦業界関係者に周知するため、JICA が2時間程度の説明会を開催する。コンサルタントは説明会の実施を支援（説明資料作成及び想定質疑応答要領作成、説明会での説明等）すること。会場は JICA 本部もしくは市ヶ谷の会議場を想定しており、会場費を見積りに含める必要はない。なお、開催時期は 2017 年 9 月上旬を想定している。

（17）ドラフト・ファイナル・レポートの作成、協議

上記調査の全体成果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、タイ側関係者・日本側関係者と協議し、コメントを取り付ける。

（18）ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポート提出から 1 ヶ月を目途に、タイ側からのコメントを踏まえ、ファイナル・レポートを作成する。

## 7. 成果品等

次に示す報告書を作成し、JICA に提出する。各報告書のカウンターパート機関への説明及び協議に際しては、事前に報告書（案）を作成し JICA に提出及び説明の上、その内容について了承を得ること。JICA からコメントがあった場合には、コメントを反映した報告書（案）をもって JICA と再度協議を行い、カウンターパート機関に提出する。最終的にカウンターパート機関からのコメントも反映したものを JICA に提出する。本契約における最終成果品は、ファイナル・レポートとする。なお、報告書（案）を事前に確認するための十分な時間的余裕を見込むこと。各報告書の内容に修正が生じた場合は、速やかに対応を図ること。

（1）調査報告書

1) インセプション・レポート (IC/R)

- ・記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
- ・提出時期：調査開始後 15 日以内（現地調査開始前）
- ・部 数：英文 20 部（うちタイ政府へ 15 部）（簡易製本）
- ・電子データ：上記報告書の PDF

- 2) インテリム・レポート (IT/R)
  - ・記載事項：調査の中間結果
  - ・提出時期：2017年6月中旬
  - ・部 数：英文20部（うちタイ政府へ15部）、和文10部（全て簡易製本）
  - ・電子データ：上記報告書のPDF
- 3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)
  - ・記載事項：本調査の全体成果（冒頭に要約を添付）
  - ・提出時期：2017年8月下旬
  - ・部 数：英文20部（うちタイ政府へ15部）、和文10部（全て簡易製本）
  - ・電子データ：上記報告書のPDF
- 4) ファイナル・レポート (F/R)
  - ・記載事項：ドラフト・ファイナル・レポートへのコメントに対応して必要な修正を行ったもの
  - ・提出時期：2017年9月下旬
  - ・部 数：英文20部（うちタイ政府へ15部）、和文10部（全て製本）
  - ・電子データ：CD-R3部（うち、タイ政府へ1部）

なお、ファイナル・レポートの巻頭には10ページ程度にとりまとめた要約を含めること。また、カウンターパート機関及び関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要なプレゼン資料や概要版を作成すること。各種配布資料の作成に必要な費用については、本見積りに含めるものとする。

## (2) その他の提出物

### 1) 議事録等

JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、5日程度のうちにJICAに提出すること。

### 2) 業務計画書

本調査開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICAに提出する。

- ・記載事項：共通仕様書の規定に基づく
- ・提出時期：契約締結後10日以内
- ・部数：和文5部（簡易製本）
- ・電子データ（PDF）

### 3) 調査活動報告書

共通仕様書記載のコンサルタント業務従事月報（業務日誌を含む）を翌月5日までにJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付すること。

### 4) 収集資料

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、対象サイトの現状が明確に把握できるものを收め、簡単なキャプションをつける。なお、提出に当たっては

「デジタル画像記録票」を作成し、画像集に添付すること。

写真の著作権については JICA に帰属するものとする。JICA は広報用素材として各種媒体への活用を想定している。

- ・提出時期：ファイナル・レポート提出時
- ・部数：CD-R 1 枚 (jpeg ファイル形式)

#### 5) デジタル画像集

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、可能な限り電子データとして、JICA 様式による収集資料リストを添付の上、JICA に提出する。

#### 6) 業務実施報告書

ファイナル・レポート（調査結果を中心とした記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、履行期間内に JICA に提出する。

○記載事項：

- ①最終報告書の概要
- ②活動内容（調査）・調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③業務実施運営上の課題・工夫・教訓（現地活動体制等）
- ④調査業務の内容にかかる提言
- ⑤添付資料
  - ・業務フローチャート
  - ・業務人月表
  - ・調査用資機材等取得明細表
  - ・会議記録等
  - ・収集資料リスト
  - ・その他調査活動実績

○提出時期：業務終了時

○部数：和文 3 部（簡易製本）

#### 7) デジタル画像集

1) ~ 6) の提出物のほか、JICA が必要と認め、報告を求めた資料を適宜提出する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務の工程

本業務は、以下に示す通り 2017 年 3 月中旬より業務を開始し、9 月下旬の終了を想定している。

プロポーザル作成にあたっては、第 2 の「5. 業務の内容」に示す事項を効率的に実施するための具体的な工程を作成して提案すること。また、タイでは 4 月中旬（ソンクラン）及び 5 月上旬に連休があり、関係機関との協議ができない可能性があるため、工程作成の際には留意すること。

	3月				4月				5月				6月				7月				8月				9月				
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
現地																													
WG/招聘	◎ WG①		○ 招聘					◎ WG②													◎ WG③								
セミナー													◆ BKK										◆ 東京						
報告書	▲ IC/R												▲ IT/R										▲ DF/R				▲ F/R		

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

合計 12.70M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務では、以下に示す分野を担当する業務従事者の配置を想定している。コンサルタントは、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切な業務従事者の配置をプロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/都市開発構想 (2号)
- 2) 再開発事業計画・産業政策 (3号)
- 3) 需要予測
- 4) 法制度・都市政策
- 5) 公共空間計画・ランドスケープ
- 6) 都市基盤インフラ整備計画1(エネルギー等)
- 7) 都市基盤インフラ整備計画2(交通インフラ等)
- 8) 資金調達手法・公民連携 (3号)
- 9) 経済・財務分析
- 10) 業務調整/招聘・セミナー企画

#### 3. タイ政府の便宜供与

特になし。

#### 4. 参考資料

- 東南アジア地域 地方自治体（横浜市）が有する包括的な都市づくりのノウハウ・技術を活用した途上国への国際協力・ビジネス展開との連携可能性に係る情報収集・確認調査 ファイナル・レポート  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/360/360/360\\_100\\_12146221.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/360/360/360_100_12146221.html)
- バンコク大量輸送網整備事業（レッドライン） プロジェクト Web サイト  
<http://www.bangsue-rangsitredline.com>
- 名古屋駅周辺まちづくり構想 概要版 ※コンセプトペーパーの参考例  
[http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/cmsfiles/contents/0000059/59705/matidukuri\\_kousou\\_gaiyouban.pdf](http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/cmsfiles/contents/0000059/59705/matidukuri_kousou_gaiyouban.pdf)
- うめきた2期まちづくりの方針 ※コンセプトペーパーの参考例  
[http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/cmsfiles/contents/0000300/300995/housin\\_12.pdf](http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/cmsfiles/contents/0000300/300995/housin_12.pdf)
- みなとみらい21街づくり基本協定 ※まちづくりガイドラインの参考例  
[https://www.ymm21.jp/upload/basic\\_agreement\\_kankeisyu\\_v2.pdf](https://www.ymm21.jp/upload/basic_agreement_kankeisyu_v2.pdf)

## 5. 閲覧資料

本業務に関する以下の資料の閲覧については、JICA 東南アジア・大洋州部東南アジア第四課（TEL: 03-5226-9060）へご連絡下さい。

- 2016年8月実施 第1回都市開発ワーキンググループに係る発表資料及び議事録（国土交通省）
- 2016年11月実施 第2回都市開発ワーキンググループに係る発表資料及び議事録（国土交通省）
- 2017年1月実施 第3回都市開発ワーキンググループに係る発表資料（国土交通省）

## 6. 再委託（現地・国内）

本調査では現地再委託を想定していないが、必要に応じてプロポーザルで再委託を提案することを認める。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している評者の候補名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、再委託は本見積に含めること。

## 7. その他の留意事項

### (1) 複数年度契約

本調査は複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (2) 安全管理

現地作業開始に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、

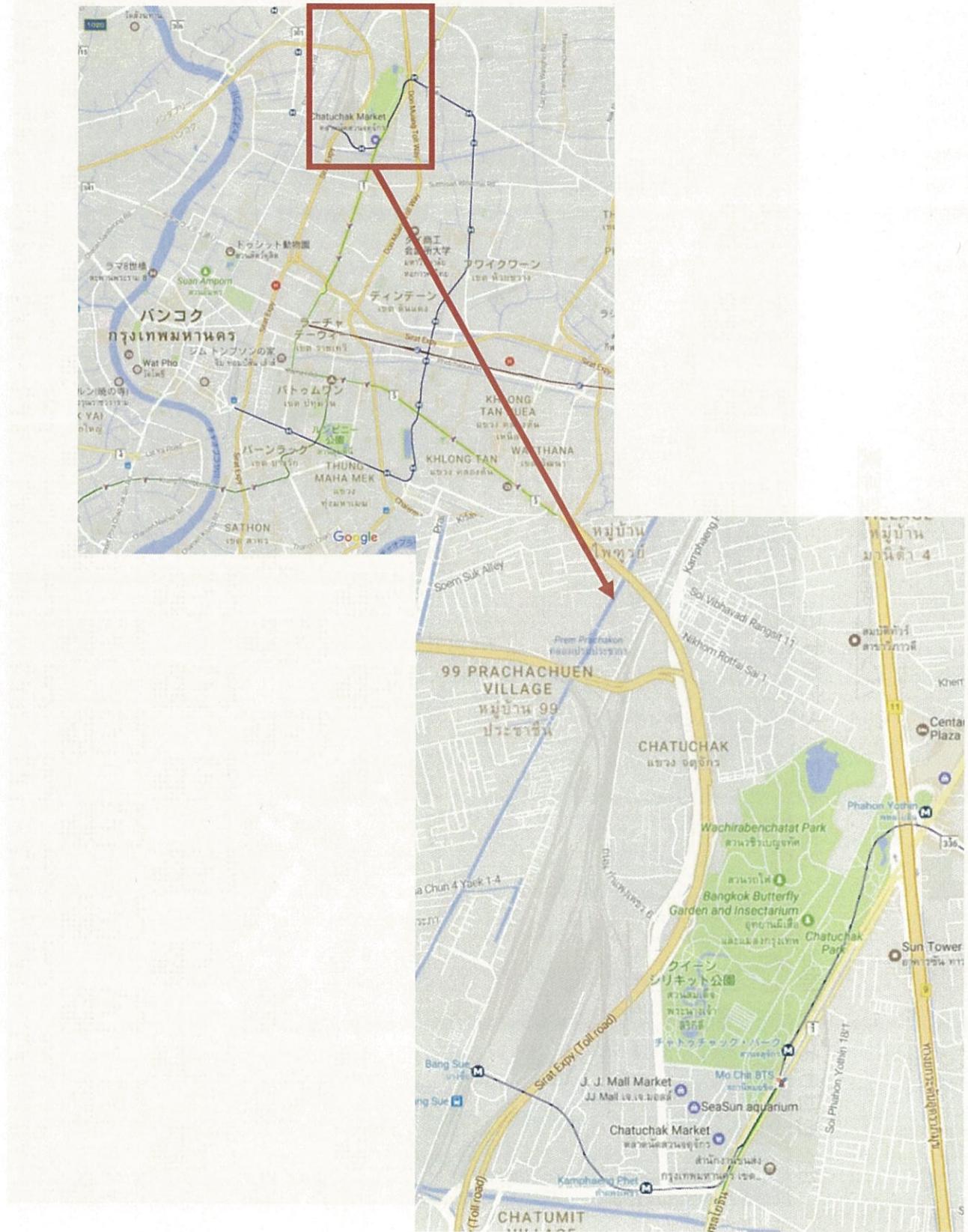
JICA タイ事務所、在タイ日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### (3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

### バンスー地区 位置図



バンスー地区 航空写真

注：色付けされた地域を「バンスー地区」と定義する。

